

舞鶴市特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表(令和6年7月)

舞鶴市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第19条第6項の規定に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、舞鶴市における女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

《職業生活に関する機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政職	50%	55.6%	80%	36.4%	48.4%
消防職	0%	25%	0%	0%	0%
医療職	100%	0%	100%	80%	100%

※消防職の目標:女性職員を1名以上採用(毎年度)

(2) 管理職に占める女性職員の割合

目標 (R7年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
30%	20%	17.4%	18.6%	20.2%	20.2%

※消防職及び医療職を除く

(3) 係長級に占める女性職員の割合

目標 (R7年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
40%	31.9%	32.1%	35.2%	34.4%	28.7%

※消防職及び医療職を除く

≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

(1) 男女別の育児休業取得率

目標 (R7 年度)		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
男性	85% (消防職 50%)	7%	8.7%	21.1%	35.7%	58.8% (50%)
女性	—	100%	100%	100%	100%	100%

※R5 年に目標を変更

(2) 男性職員の配偶者出産休暇(5 日)の取得率及び取得日数の分布状況

目標 (R7 年度)		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取得率	100%	78.6%	82.6%	78.9%	75%	70.6%
取得 日数	5 日取得 100%	0%	26.3%	47.4%	52.4%	58.3%

(3) 職員(管理職以外)の 1 月当たりの平均超過勤務時間、超過勤務の上限を超えた職員数

ア 1 人 1 月当たりの平均超過勤務時間

目標 (R7 年度)	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
10 時間 以下	9.93 時間	9.38 時間	11.72 時間	12.94 時間	13.04 時間

※消防職、医療職を除く

イ 月 40 時間を超えて勤務した職員数

目標 (R7 年度)	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
R元年度(194 人)と比較して 30%削減	延べ 194 人	延べ 190 人	延べ 280 人	延べ 315 人	延べ 371 人

※消防職、医療職を除く